

税 理 士 法 人 和
 社会保険労務士法人 和
 一般社団法人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9 MG大手前ビル 6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-16 明和ビル 4F

Tel 03-6257-3915 Fax 03-6257-3916

October, 2018

なごみ便り

www.101dog.co.jp

平成 30 年度の最低賃金額が公表されました。

平成 30 年度の地域別最低賃金が、以下のとおり公表されました。改定後の全国加重平均額は 874 円（昨年度 848 円）となり、3 年連続で大幅な引き上げとなりました。

都道府県ごとの労働者数を計算に反映させ、1 人当たりの最低賃金の平均値を算出した額。

都道府県	最低賃金時間額 [円]		発効年月日		都道府県	最低賃金時間額 [円]		発効年月日
	H30年 (改定後)	H29年 (改定前)				H30年 (改定後)	H29年 (改定前)	
北海道	835	810	平成30年10月1日		滋 賀	839	813	平成30年10月1日
青 森	762	738	平成30年10月4日		京 都	882	856	平成30年10月1日
岩 手	762	738	平成30年10月1日		大 阪	936	909	平成30年10月1日
宮 城	798	772	平成30年10月1日		兵 庫	871	844	平成30年10月1日
秋 田	762	738	平成30年10月1日		奈 良	811	786	平成30年10月4日
山 形	763	739	平成30年10月1日		和歌山	803	777	平成30年10月1日
福 島	772	748	平成30年10月1日		鳥 取	762	738	平成30年10月5日
茨 城	822	796	平成30年10月1日		島 根	764	740	平成30年10月1日
栃 木	826	800	平成30年10月1日		岡 山	807	781	平成30年10月3日
群 馬	809	783	平成30年10月6日		広 島	844	818	平成30年10月1日
埼 玉	898	871	平成30年10月1日		山 口	802	777	平成30年10月1日
千 葉	895	868	平成30年10月1日		徳 島	766	740	平成30年10月1日
東 京	985	958	平成30年10月1日		香 川	792	766	平成30年10月1日
神奈川	983	956	平成30年10月1日		愛 媛	764	739	平成30年10月1日
新 潟	803	778	平成30年10月1日		高 知	762	737	平成30年10月5日
富 山	821	795	平成30年10月1日		福 岡	814	789	平成30年10月1日
石 川	806	781	平成30年10月1日		佐 賀	762	737	平成30年10月4日
福 井	803	778	平成30年10月1日		長 崎	762	737	平成30年10月6日
山 梨	810	784	平成30年10月3日		熊 本	762	737	平成30年10月1日
長 野	821	795	平成30年10月1日		大 分	762	737	平成30年10月1日
岐 阜	825	800	平成30年10月1日		宮 崎	762	737	平成30年10月5日
静 岡	858	832	平成30年10月3日		鹿 児 島	761	737	平成30年10月1日
愛 知	898	871	平成30年10月1日		沖 縄	762	737	平成30年10月3日
三 重	846	820	平成30年10月1日					

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

昨年発表された「働き方改革実行計画」では、年率3%程度を目途に引き上げを行い、全国加重平均が1,000円になることを目指しているため、最低賃金は来年以降も引き続き上昇が見込まれます。

なお、本社と異なる都道府県に事業所（支店・営業所・工場など）がある場合には、各事業所ごとにその事業所の属する都道府県の最低賃金が適用されます。

そもそも、最低賃金とは？

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を従業員に支払わなければならない制度です。最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する基幹的労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の二種類があります。

地域別最低賃金

産業や職種、年齢に関係なく、都道府県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。

特定（産業別）最低賃金

特定地域内の特定の産業の基幹労働者とその使用者に対して適用されます。大阪府を例に挙げると、塗料製造業、鉄鋼業などが対象産業として定められています。（平成30年10月現在）

「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金が適用されます。

最低賃金の確認方法

日給や月給制の場合は、対象賃金を時間額に換算し、適用される最低賃金と比較します。

日給の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金（時間額）

月給の場合 月給 ÷ 1か月の平均所定労働時間 最低賃金（時間額）

日給、月給を時給額に換算する際は、最低賃金の対象とならない家族手当、通勤手当、時間外手当（残業代）、精皆勤手当などを除外して計算します。

仮に、使用者が最低賃金より低い賃金を労働者に支払っていた場合、それは法律によって無効となり、最低賃金との差額を支払わなければなりません。さらに、最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法及び労働基準法の定めにより、罰金刑（地域別：50万円以下、特定（産業別）：30万円以下）が適用される場合があります。以上のポイントを踏まえて、改定後の最低賃金を下回る従業員がいないか、確実にチェックをしましょう。

（文章担当：土田）

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、次月のなごみ便りに掲載いたしますので是非挑戦してみてください！

Q. 「二回叩いて、あとは見つめるだけ。」 さて、これはなんのレシピ？

先月のQ. 「簡単さん」「普通さん」「難問さん」というあだ名のおじいちゃんが3人います。この中で、一番良い人なのは誰？

先月の答え. 「簡単さん」 簡単は英語でE a s y（イージー）いいいい いい爺